

# 大臣指定の職場適応援助者養成研修の研修機関に係る要件

研修機関が次の(1)～(4)までに掲げるすべての要件を満たすこと。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 次の一から四までに掲げるいずれかの実績を有し、研修の実施に必要とされる相当程度の経験及び研修業務を一定の水準を保ちつつ継続的に運営する能力を有すること
  - 一 次の①から③に掲げる全ての要件を満たすこと
    - ① 訪問型職場適応援助者による援助事業または企業在籍型職場適応援助者による援助事業を継続して行っており、かつ、一定の期間において、地域障害者職業センターが作成または承認した支援計画による支援件数が10件以上あること。
    - ② 企業在籍型職場適応援助者による援助を行っている法人の場合は、次のアからウに掲げる全ての要件を満たすこと
      - ア 障害者を10人以上雇用していること
      - イ 障害者の実雇用率が法定雇用率以上であること
      - ウ 一定期間の間に雇い入れた障害者の雇入れ後6か月経過時点の定着率が80%以上であること
    - ③ 職場適応援助者による援助に関する研修であって、次のアからウまでに掲げる全ての要件を満たす研修を各年1回以上実施していること。
      - ア 企業、福祉、自治体関係者等の複数の分野から幅広い層の参加者を得ていること。
      - イ 2日以上連続したカリキュラムであること。
      - ウ モデルカリキュラムに掲げる科目⑦～⑩の内容を含んだ研修であり、かつ、講義及び演習の形態で実施していること。
  - 二 次の①及び②に掲げる全ての要件を満たすこと
    - ① 障害者就業・生活支援センターの運営を継続して行っていること。
    - ② 訪問型職場適応援助者による援助を行っており、かつ、複数の障害種別の支援対象者に対して、地域障害者職業センターが作成又は承認した支援計画による支援件数が5件以上あること。
  - 三 職場適応援助者養成研修を一定の期間において各年1回以上実施していること。
  - 四 職場適応援助者による援助その他これに類する就労支援に関する研修であって、上記(2)一③のアからウまで及び次の①から③までに掲げる全ての要件を満たすものを、年1回以上実施していること。
    - ① 都道府県の圏域を超え、相当程度広域的な参加者を得ていること
    - ② 1回当たり20名以上の受講者を得ていること
    - ③ 職場適応援助者による援助事業の実践経験を有していること又は団体会員の実践経験を集約する仕組みを有していること。
- (3) 実習の実施に当たって、障害者雇用企業との連携により、多様な業種の実習先を確保できる見込みがあること。
- (4) 労働関係法令の違反を行う等の社会通念上著しく信用を失墜させる行為をしていないこと。

## ＜参考＞大臣指定の職場適応援助者養成研修の研修機関における養成数

### 1 訪問型ジョブコーチ養成数

	養成数	指定機関数	養成数の内訳（指定機関数）		
			NPO法人	社会福祉法人	学校法人(※2)
平成28年度	375	6	341(5)	34(1)	—
平成29年度	338	6	302(5)	36(1)	—
平成30年度	373	6	334(5)	39(1)	0(0)
令和元年度	333	7	296(5)	37(1)	0(1)
令和2年度(※1)	118	7	98(5)	20(1)	0(1)

### 2 企業在籍型ジョブコーチ養成数

	養成数	指定機関数	養成数の内訳（指定機関数）		
			NPO法人	社会福祉法人	学校法人(※2)
平成28年度	192	5	184(4)	8(1)	—
平成29年度	249	5	243(4)	6(1)	—
平成30年度	284	5	279(4)	5(1)	0(0)
令和元年度	301	6	292(4)	9(1)	0(1)
令和2年度(※1)	80	6	75(4)	5(1)	0(1)

※1：令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部で研修を中止。

※2：平成30年7月に大学等の高等教育機関を研修実施機関に含める改正を行ったところ。高等教育機関における研修日程は最長3年であるため、令和3年度末に最初の修了者が出る見込み。